

埼玉県東武鉄道複々線建設費利子補助金交付要綱

(昭和60年9月24日決裁)

(趣旨)

第1条 県は、県内の鉄道輸送力の増強を促進するため、昭和47年5月18日付け大蔵省主計局長、大蔵省理財局長、運輸省鉄道監督局長及び建設省計画局長間の「大都市高速鉄道の整備に対する助成措置等に関する覚書」及び昭和51年7月8日付け運輸省鉄道監督局長通知「大都市高速鉄道の整備に対する助成措置について」に基づき、日本鉄道建設公団（以下「公団」という。）が施行した東武鉄道の大改良（複々線線増）工事に係る鉄道施設の譲渡代金を東武鉄道株式会社が公団に支払うにあたり、予算の範囲内において、東武鉄道株式会社に対し、利子補助金を交付する。

2. 前項の利子補助金の交付に関しては、補助金等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(利子補助金の額)

第2条 利子補助金の額は、公団が大改良（複々線線増）工事を施行するため発行した鉄道建設債券及び借入金で構成する譲渡価額（東武鉄道株式会社が25年割賦償還の方式により元金償還した場合は、その額を控除した残存額）に係る支払利子額（借り換え分に係る支払利子額も含む。）から日本鉄道建設公団法施行令第9条の3第2項の運輸大臣が指定する利率で算出した額を控除した額の2分の1以内で、知事の定める額とする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2. 前項の申請書の提出期限は、利子補助金の交付を受けようとする事業年度の3月15日とする。

(添付書類)

第4条 規則第4条第2項第1号及び第2号に規定する書類は、前事業年度の営業報告書とする。

- 2 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項に係る書類は、公団との間に取り交わした譲渡線の譲渡に係る契約書等の写しとする。
- 3 規則第4条第2項第3号及び第4号に規定する書類の添付は要しない。
(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(交付の請求)

第6条 東武鉄道株式会社は、前条の交付決定通知書の受領後、すみやかに様式第3号の請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第7条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第4号のとおりとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 公団からの請求書の写し
- (2) 公団に対する支払いを証する書類

2 実績報告書の提出期限は3月31日とする。

(額の確定通知書の様式)

第8条 規則第14条の額の確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(書類の整備等)

第9条 東武鉄道株式会社は、利子補助金に関する収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、譲渡線に係る譲渡代金の支払いの完了した事業年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和60年9月24日から施行する。